

参考資料

法科大学院の設置・入学・修了等の状況

①法科大学院の設置状況（令和4年度）	3 1
②志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移	3 1
③入学者選抜の競争倍率のこれまでの推移	3 2
④入学者数の推移（社会人経験者関係）	3 2
⑤入学者数の推移（非法学部出身者関係）	3 3
⑥標準修業年限修了者数・修了率の推移	3 3

司法試験合格状況

⑦法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）	3 4
⑧法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）	3 5
⑨法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（既修）	3 5
⑩法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）	3 6
⑪司法試験合格率の推移（修了1年目）（未修者/既修者別）	3 6
⑫司法試験合格率のこれまでの推移	3 7
⑬司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）	3 7

法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3＋2）関係

⑭法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要	3 8
⑮法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3＋2）概要	3 9
⑯連携法曹基礎課程（法曹コース）の設置状況	3 9
⑰法曹コースを開設している大学一覧	4 0
⑱令和4年度法科大学院入学者選抜の全体像	4 0

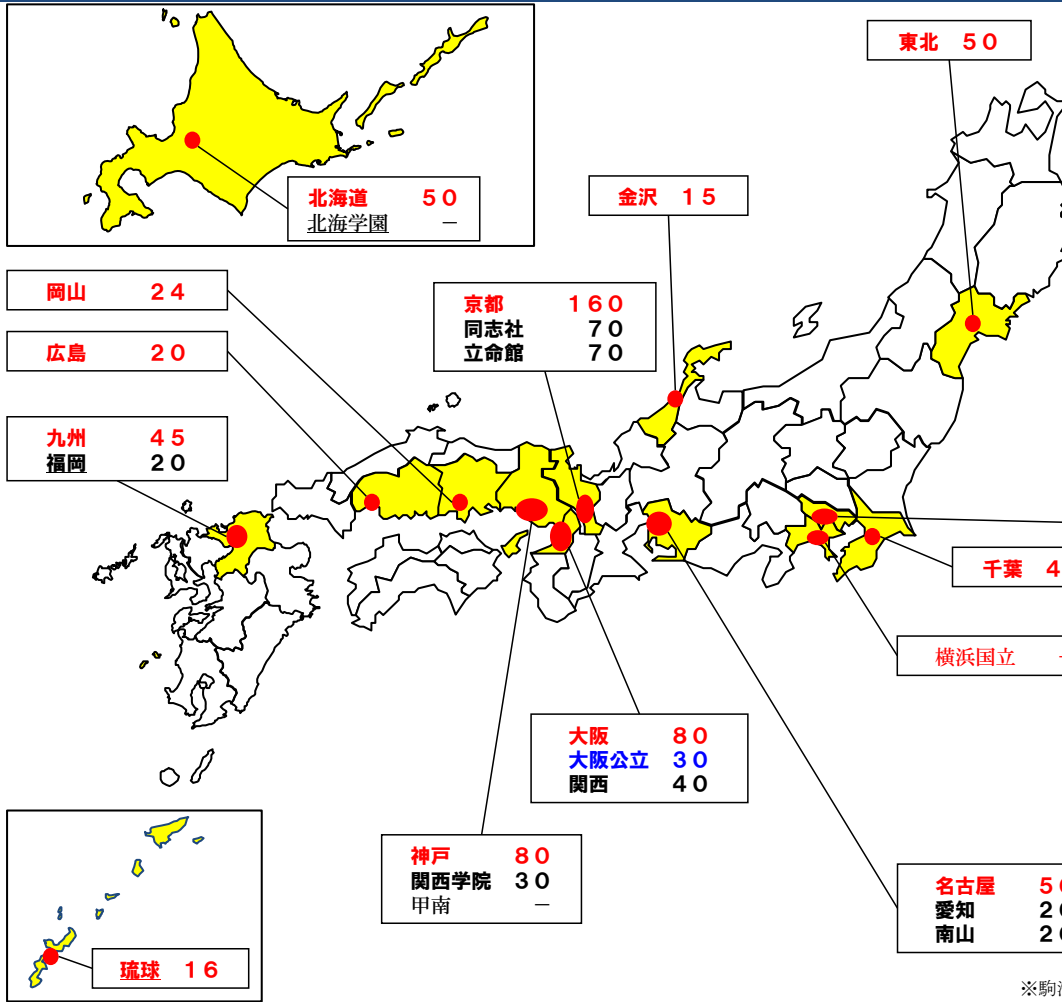
法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム関係

⑲法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ	4 1
----------------------------------	-----

法科大学院の設置状況(令和4年度)

①

令和4年4月1日現在



	入学者選抜実施校	入学定員
国立	15	981
公立	2	70
私立	18	1,182
計	35	2,233

- ・「-」は令和4年度入学者選抜を実施していない法科大学院(3校)
- ・下線は夜間等に開講される授業のみで学位が取得できる法科大学院

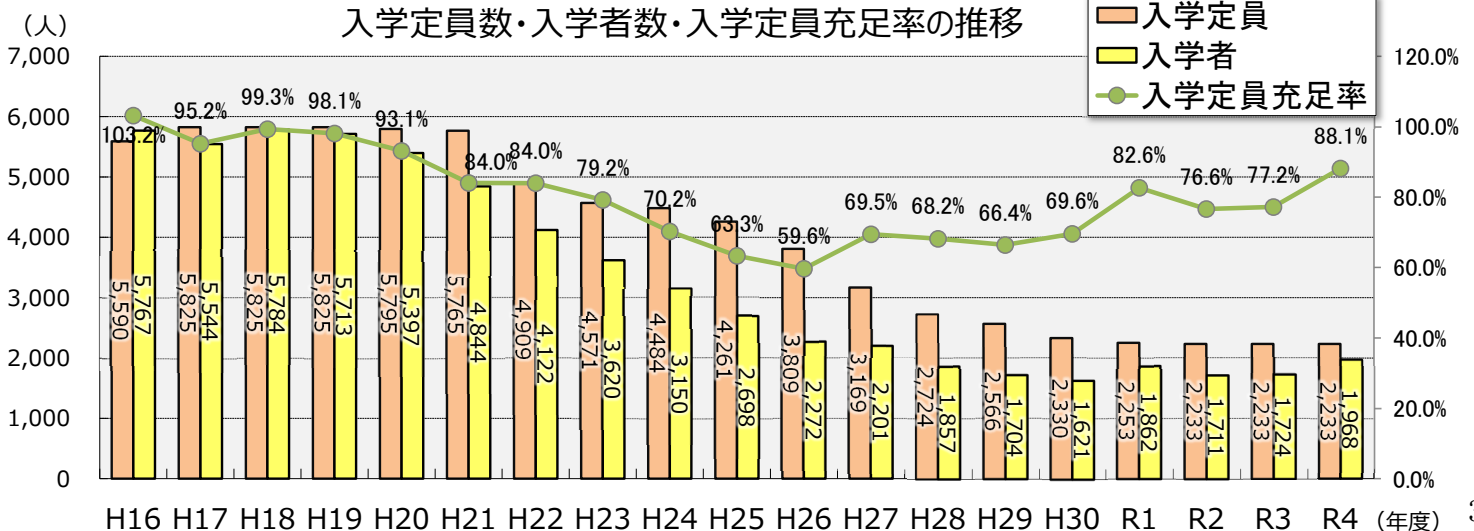
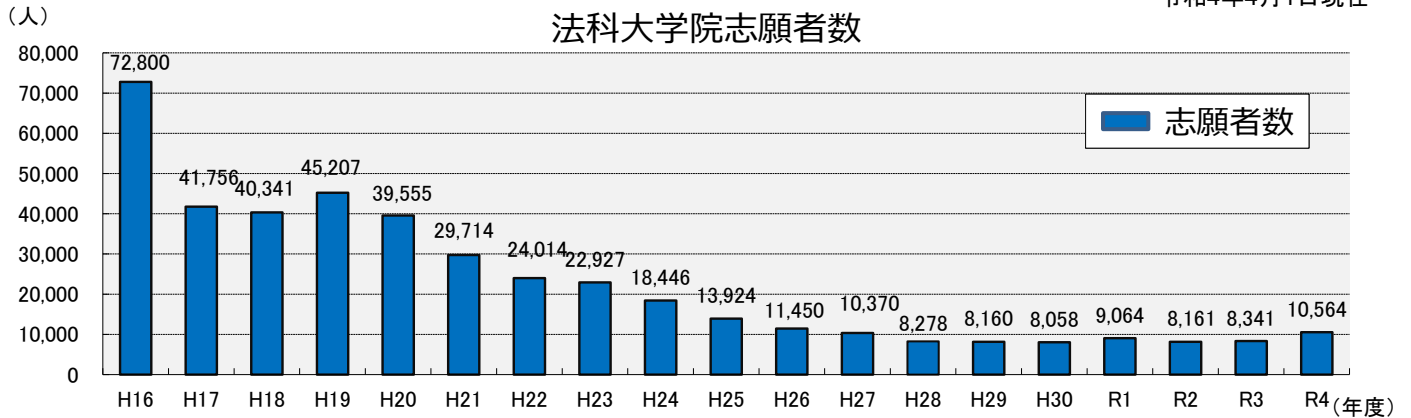
筑波	36
東京	230
一橋	85
東京都立	40
学習院	30
慶應	220
駒澤	36
上智	40
専修	28
創価	28
中央	200
日本	60
法政	30
明治	40
早稲田	200

※駒澤大学は令和5年度入学者より募集を停止

志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

②

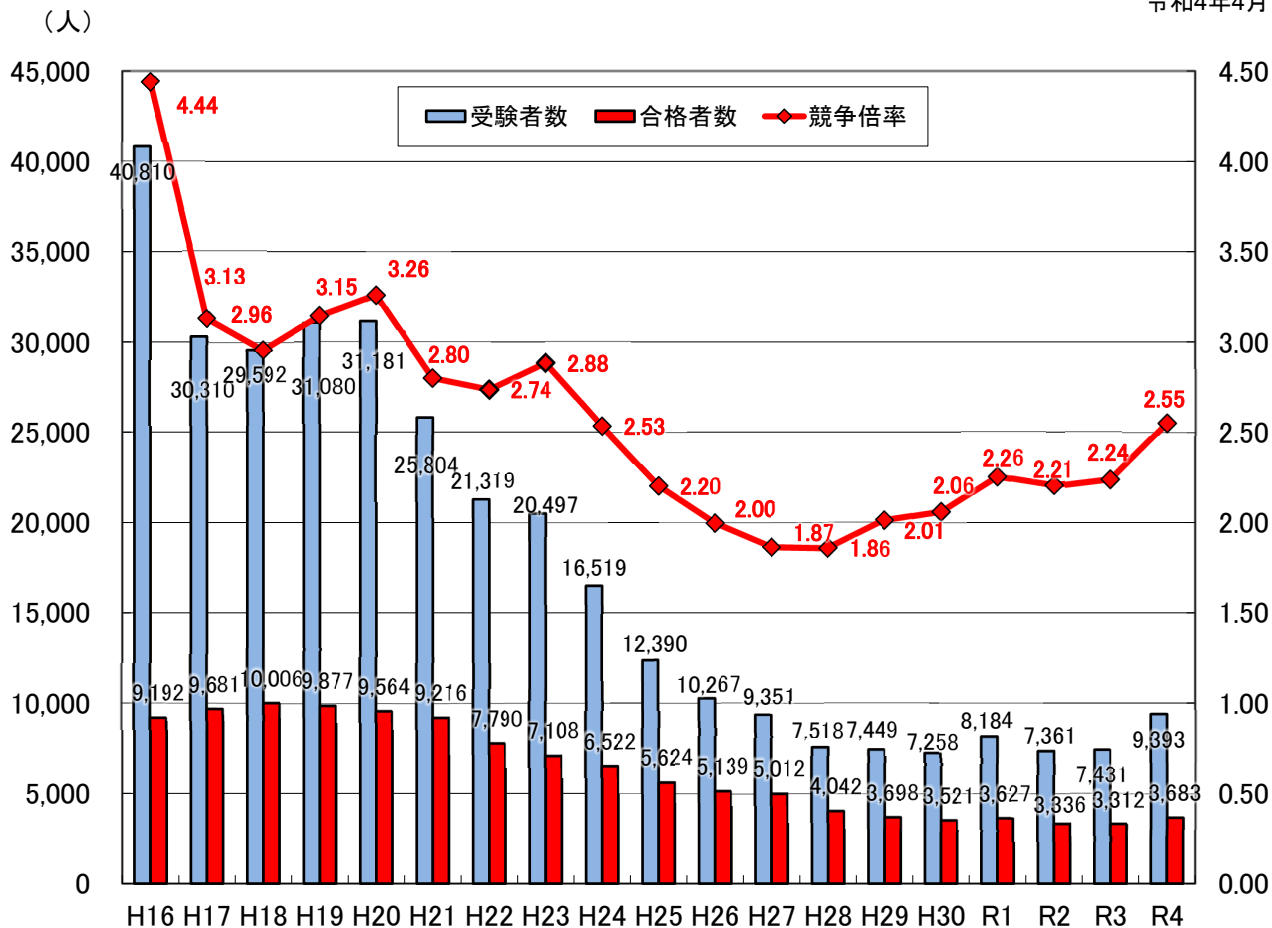
令和4年4月1日現在



入学者選抜の競争倍率のこれまでの推移

③

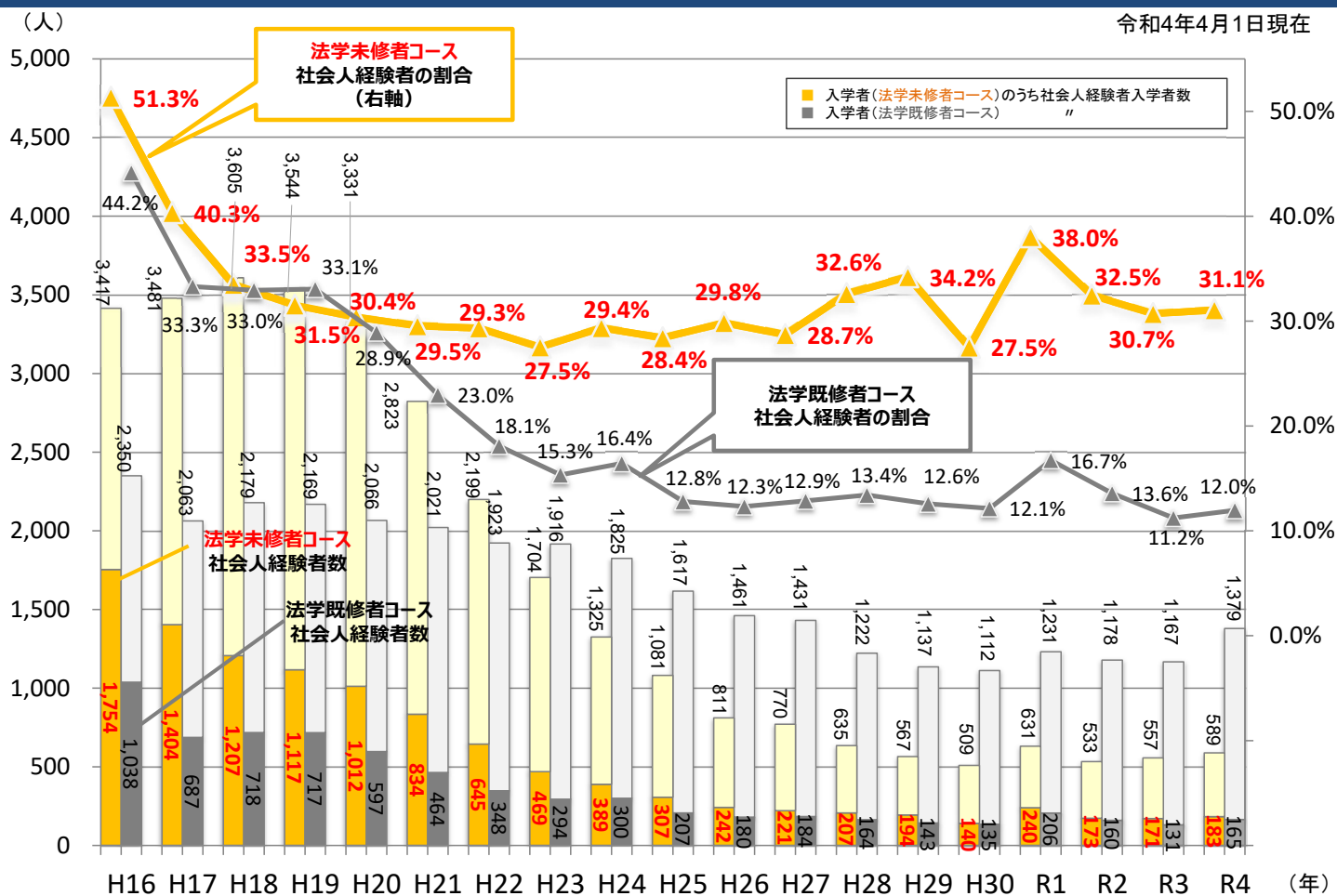
令和4年4月1日現在



入学者数の推移(社会人経験者関係)

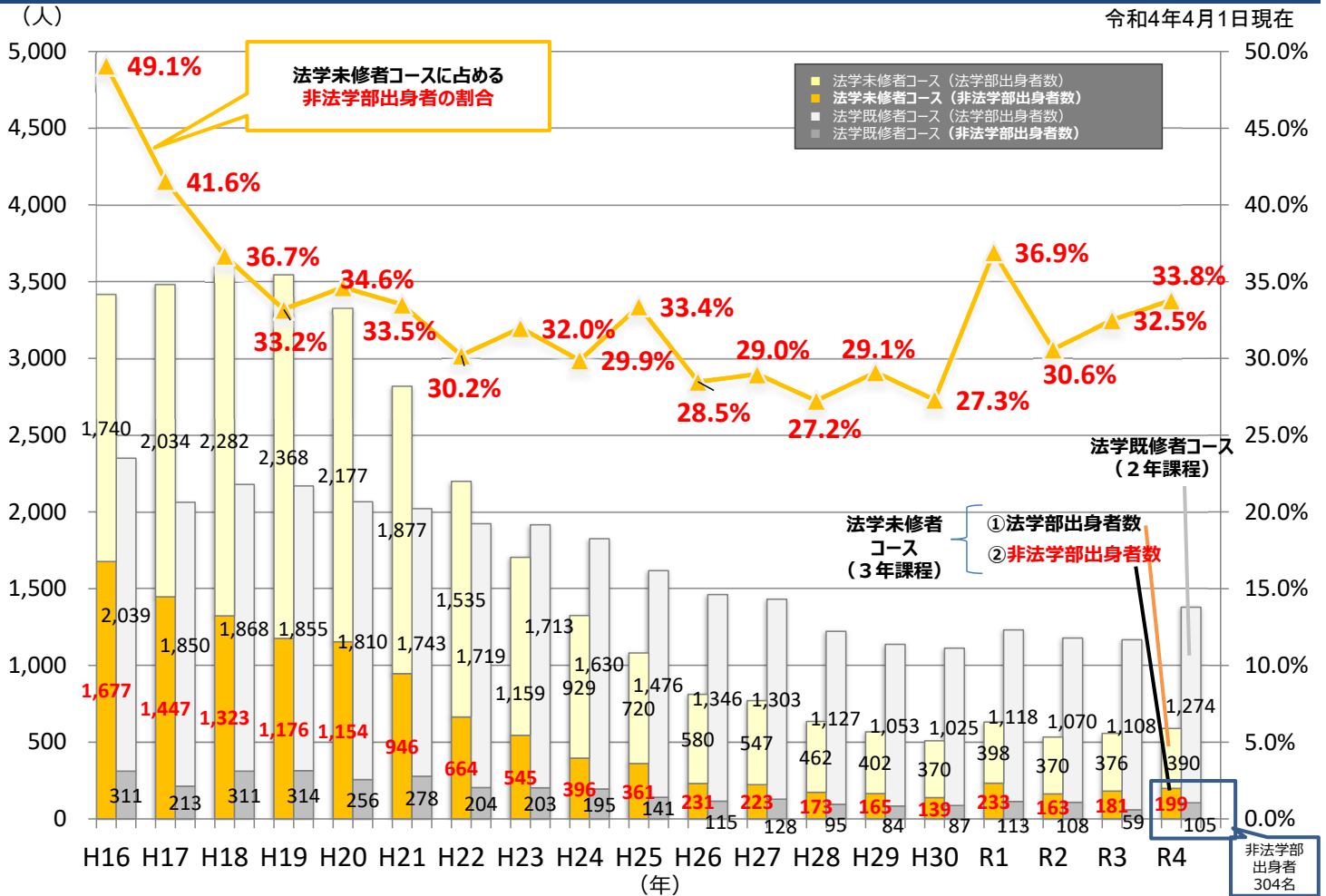
④

令和4年4月1日現在



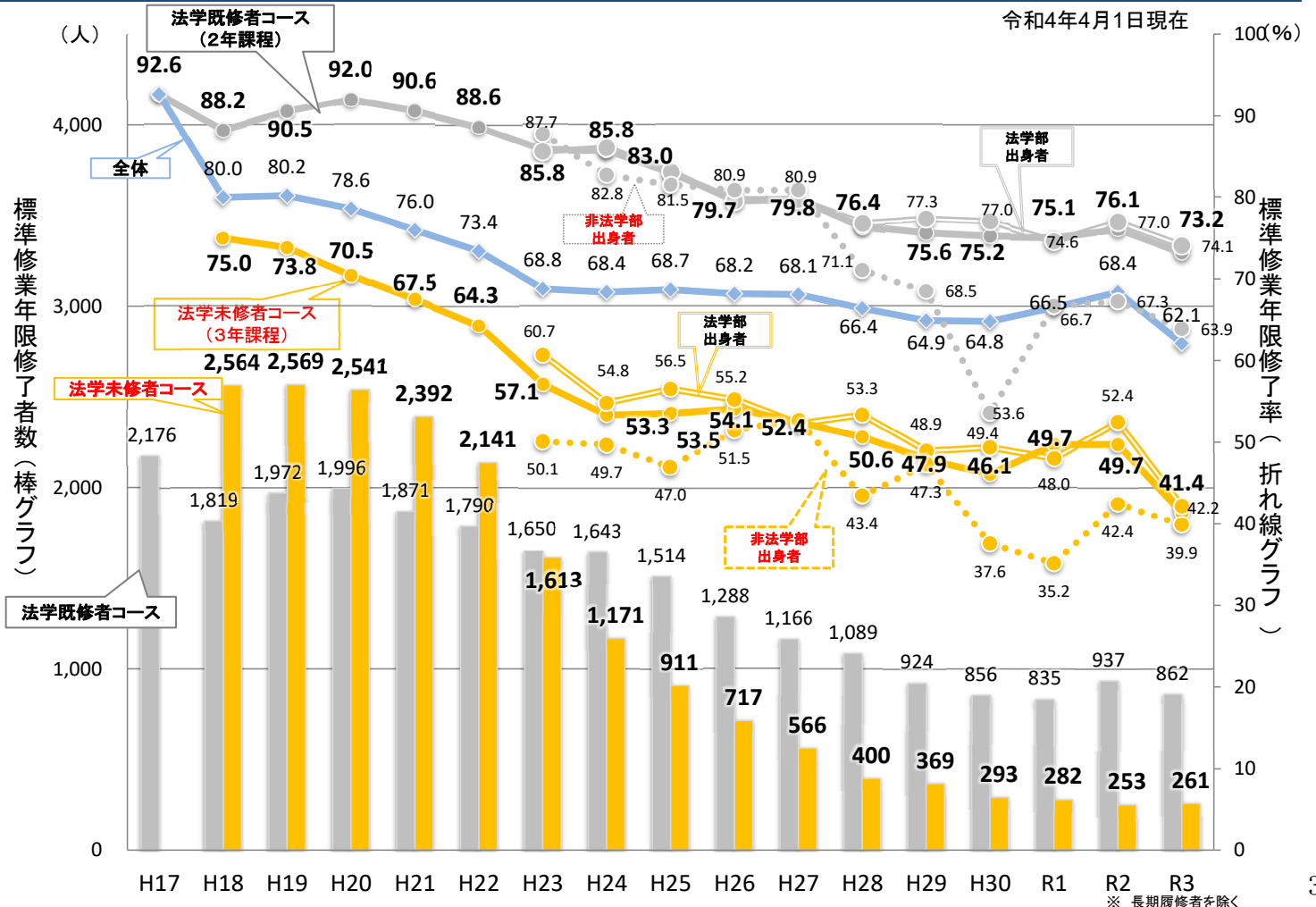
入学者数の推移(非法学部出身者関係)

⑤



標準修業年限修了者数・修了率の推移

⑥



○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標

（1）累積合格率

a. 全体

・令和 6年度（2024年度）	70%以上
・令和11年度（2029年度）	75%以上
（参考）平成29年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	<u>70.4%</u>
平成28年度	66.8%
平成27年度	64.7%
平成26年度	64.8%
平成25年度	65.7%

b. 未修者

・令和 6年度（2024年度）	50%以上
・令和11年度（2029年度）	55%以上
（参考）平成29年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	<u>49.4%</u>
平成28年度	48.5%
平成27年度	44.8%
平成26年度	49.5%
平成25年度	46.9%

（2）修了後1年目までの司法試験合格率（在学中合格含む）

・令和 6年度（2024年度）	50%以上
・令和11年度（2029年度）	55%以上
（参考）令和 3年度修了者の修了後1年目の合格率	<u>55.1%</u>
令和 2年度	53.6%
令和 元年度	52.4%
平成30年度	47.4%
平成29年度	39.8%

法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）（その2）

○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標（続き）

（3）法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率（在学中合格含む）

- ・令和 6年度（2024年度） 65%以上
- ・令和11年度（2029年度） 70%以上

（参考）令和3年度修了者のうち、早期卒業及び飛び入学により入学した者に占める修了後1年目合格者の割合	62.6% (57/91人)
令和 2年度	66.2% (51/77人)
令和 元年度	57.1% (28/49人)
平成30年度	62.5% (25/40人)
平成29年度	56.3% (18/32人)

※いずれも既修者コース出身者

○ 法科大学院入学者数目標

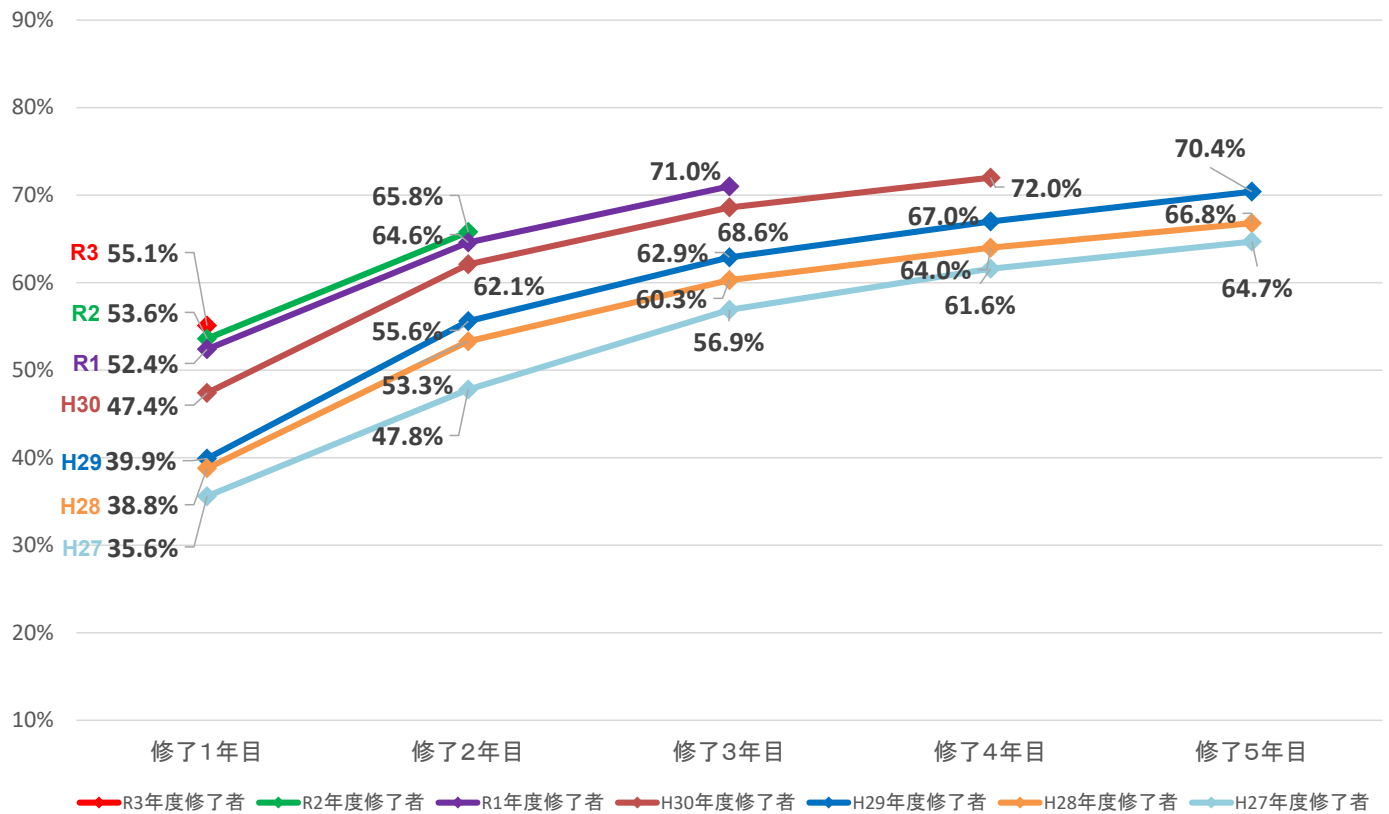
- ・令和 6年度（2024年度） 2,000人以上
- ・令和11年度（2029年度） 2,200人以上

（参考）令和 4年度入学者数	<u>1,968人</u>
令和 3年度	1,724人
令和 2年度	1,711人
令和 元年度	1,862人
平成30年度	1,621人

※令和11年度のKPIについては、令和6年度の達成状況に応じて必要な見直しを行う。
※募集停止・廃止をした法科大学院はデータから除外している。

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）

⑧

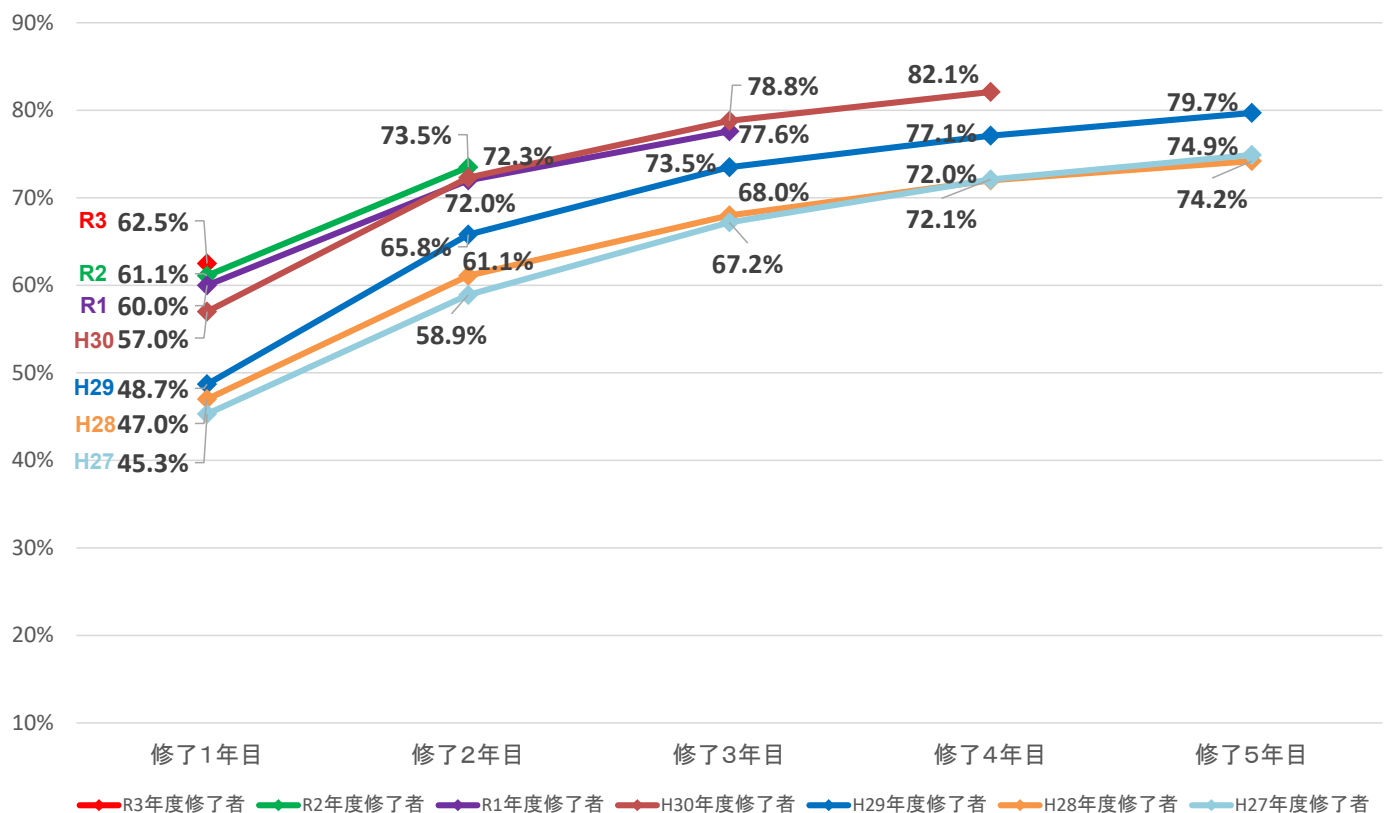


（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（既修）

⑨

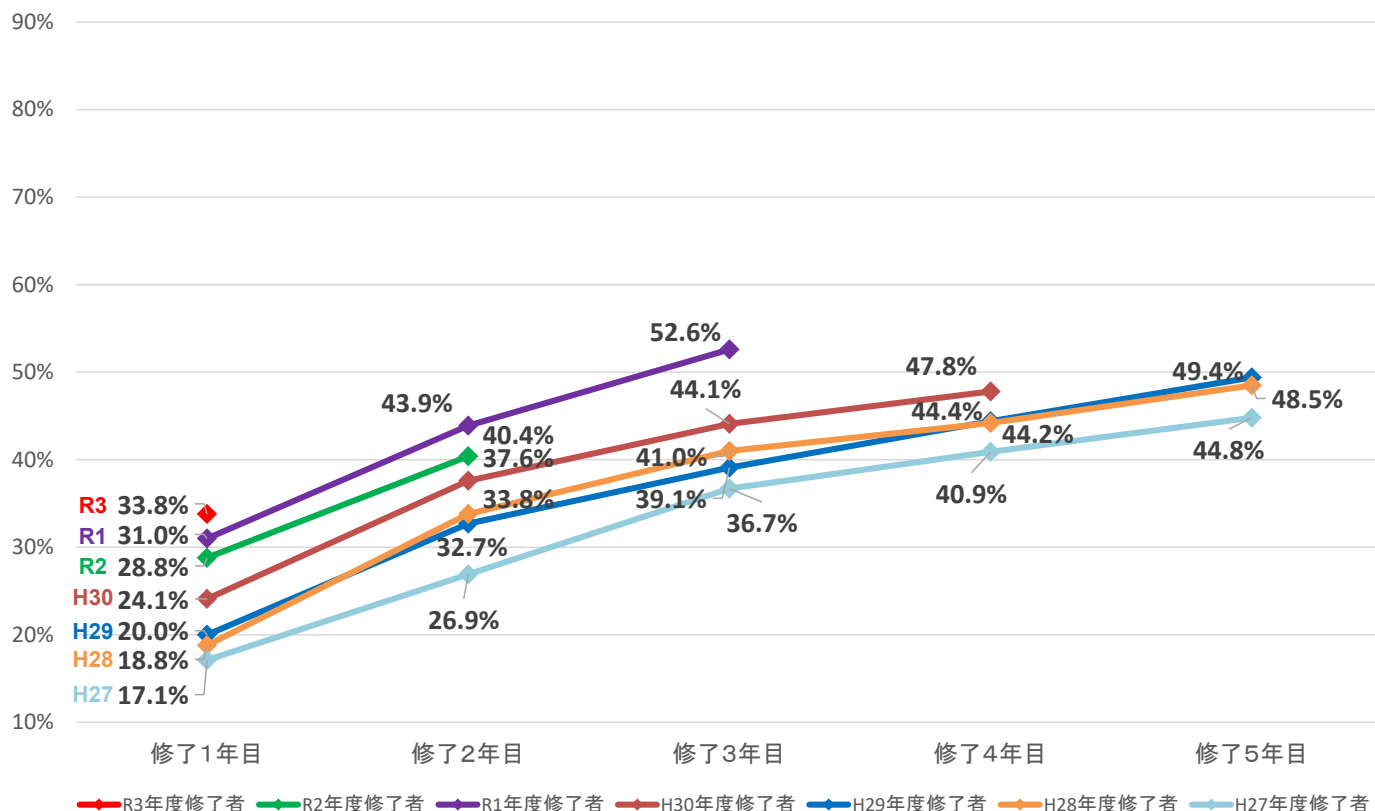


（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）

⑩



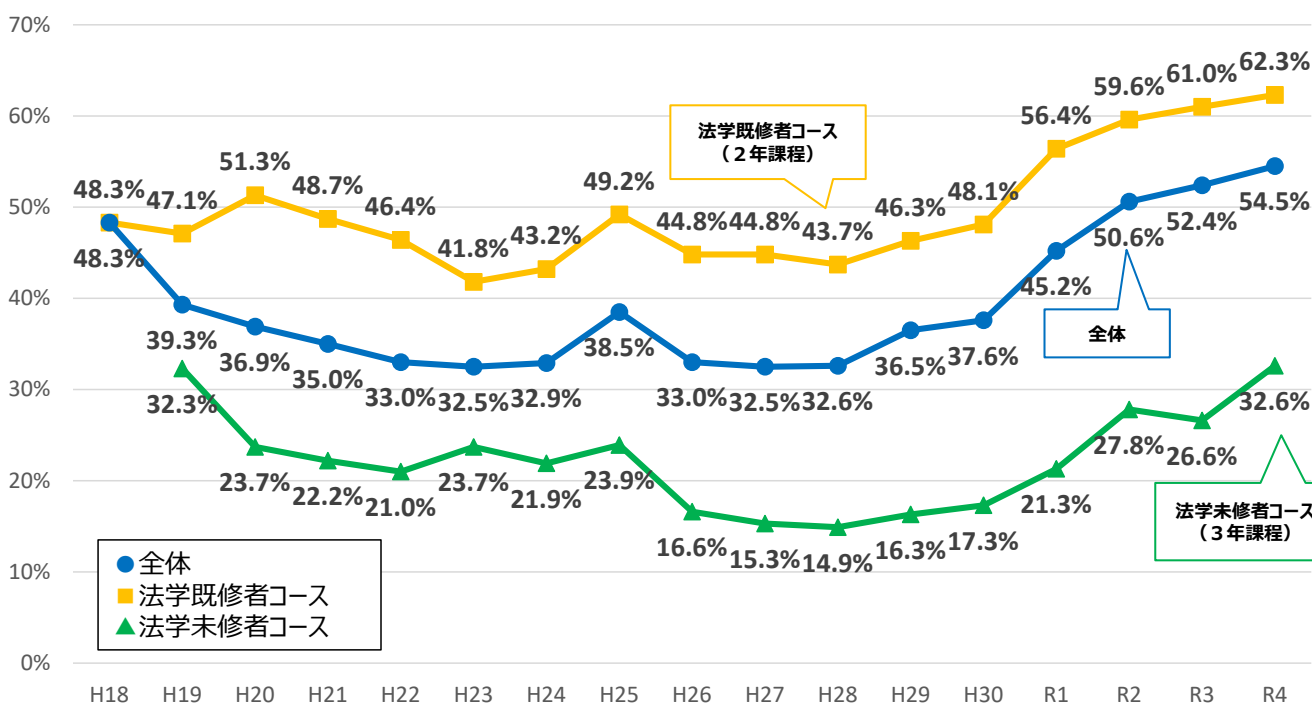
（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

司法試験合格率の推移（修了1年目）（未修者/既修者別）

⑪

- 令和4年司法試験では、合格率が前年よりも上昇し、全体の合格率は引き続き50%を超えた。
- 未修者の合格率は30%を超え、過去もっとも高い数値となっている。

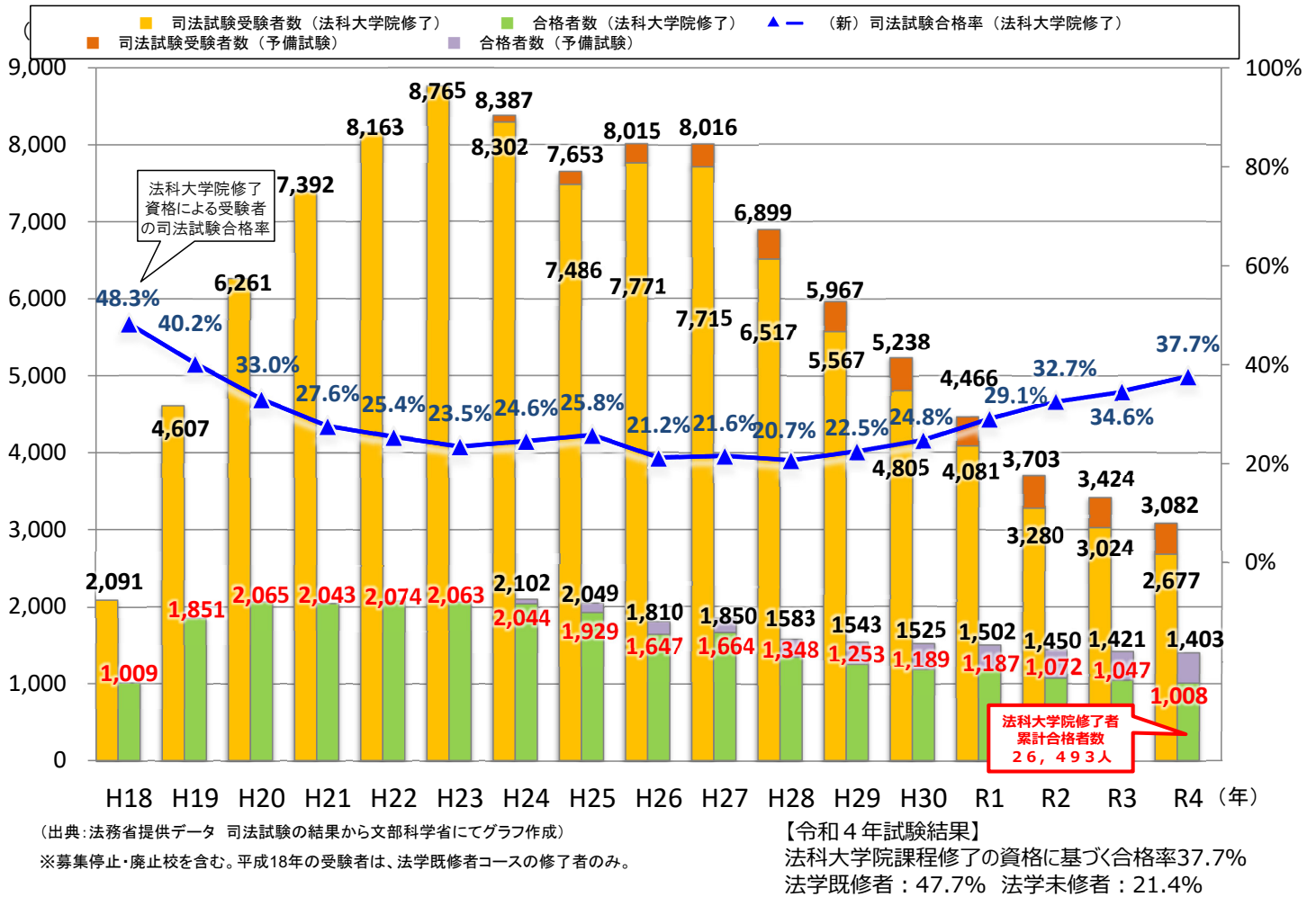


（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※募集停止・廃止校を含む。

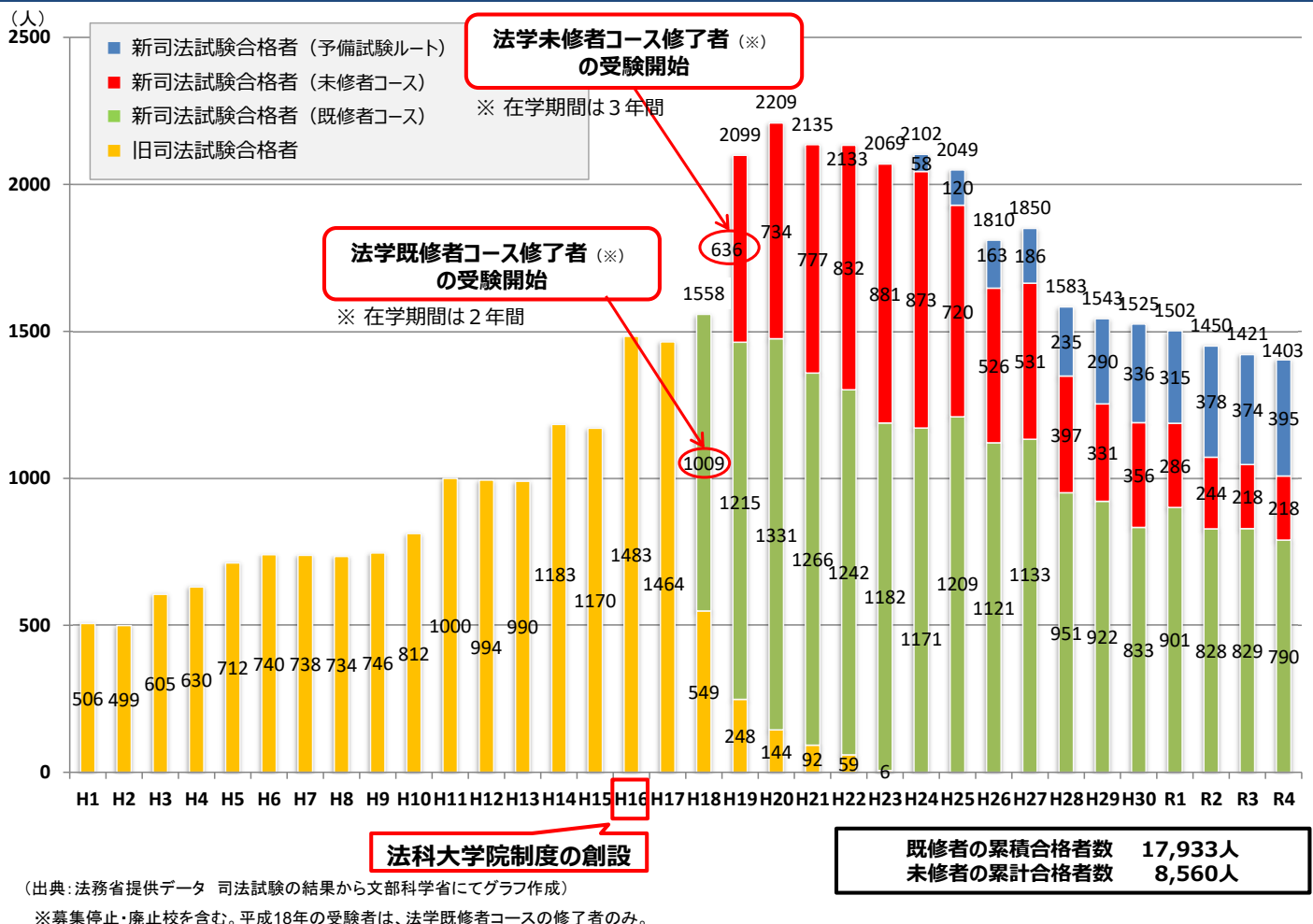
司法試験合格率のこれまでの推移

12



司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）

13



趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

（1）法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
 - ㊦ 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその应用能力
 - ㊧ 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその应用能力
 - ㊨ 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

（2）法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置くとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

（3）法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

（4）法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（その2）

概 要（続き）

2. 学校教育法の一部改正 【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】
 - ※ 1.（1）①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

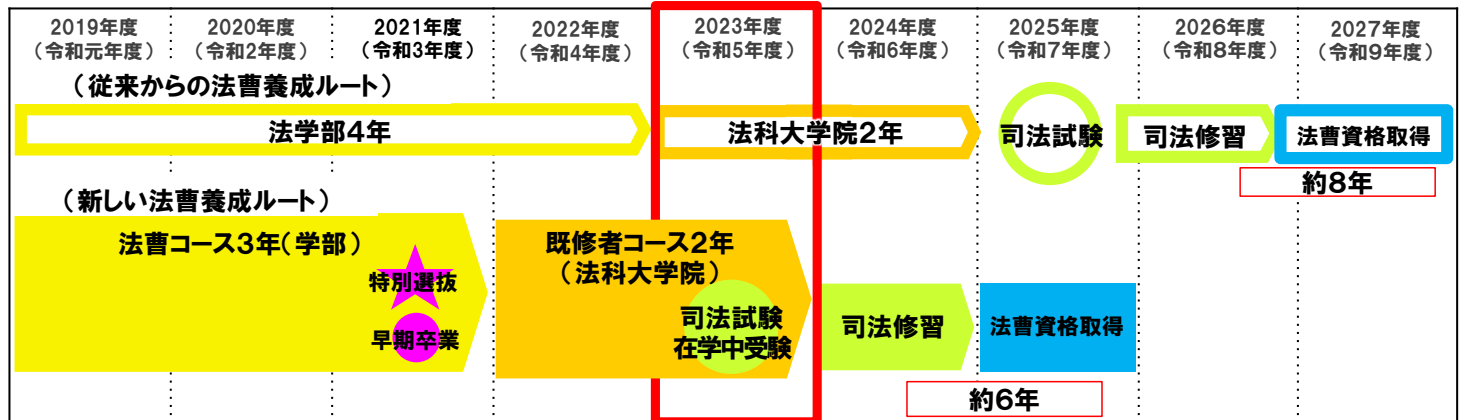
施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3.①及び②並びに1.のうち3.①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3.③は平成33（2021）年12月1日）

法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3+2）概要

⑮

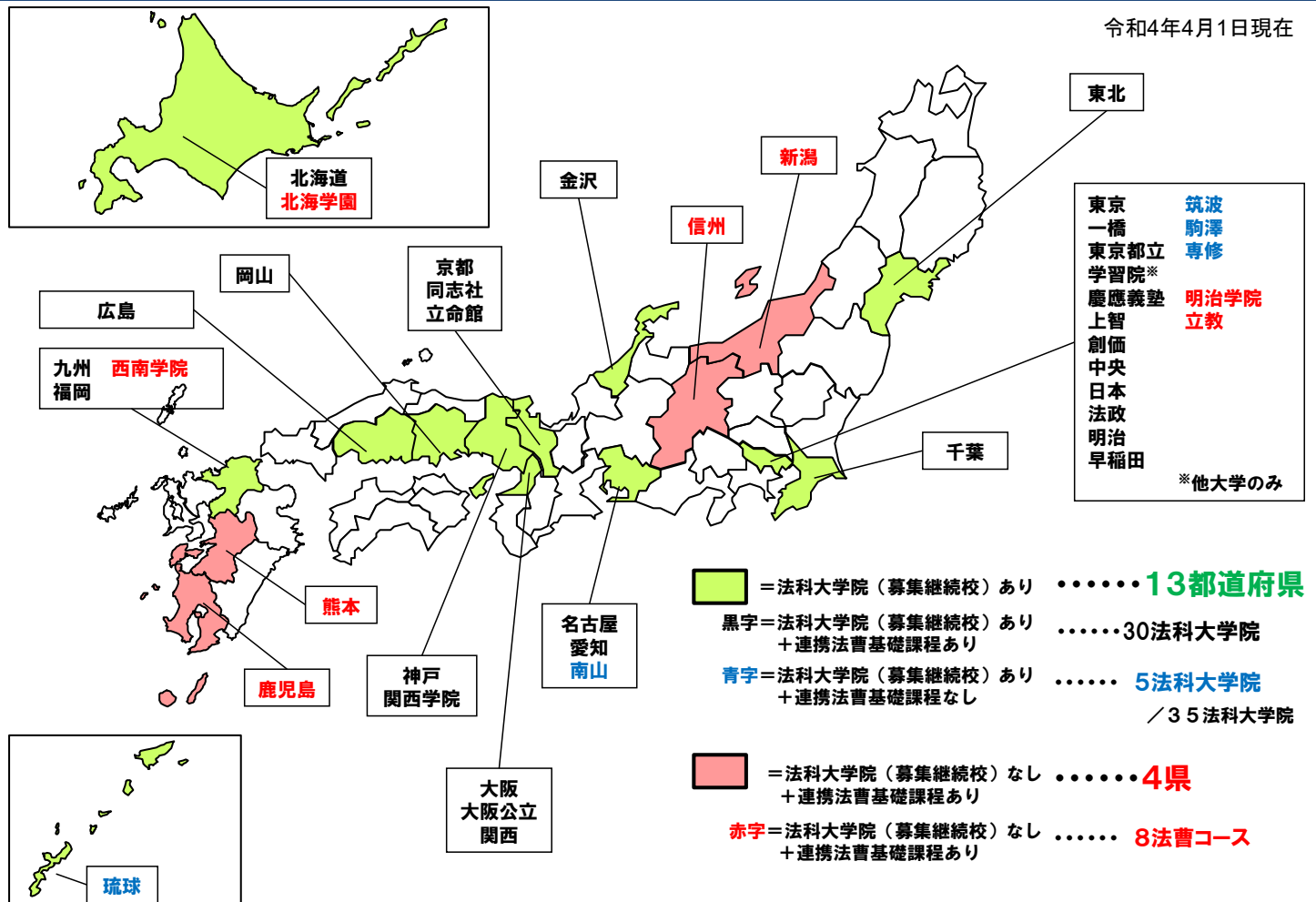
- 令和元年度法改正により、大学の学部が法科大学院と連携し5年間の一貫的・体系的なカリキュラムを編成する新たな法曹養成ルート（いわゆる「法曹コース」※）を導入。※正式名称「連携法曹基礎課程」。連携する法科大学院と「法曹養成連携協定」を締結し文部科学大臣が認定。
- 大学3年で早期卒業+法科大学院既修者コースで2年学修（3+2）を標準的な運用とし、法曹として活躍するまでの期間を従来より約2年短縮。法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対し、学部段階から法科大学院1年次相当の授業を実施。
- 連携する法科大学院は、入学者選抜で、法曹コース修了者を対象とした特別選抜を実施し、法曹コースにおける学修を評価。



定量的な数値目標(KPI)			令和6年度	参考:令和4年度
法科大学院等 全体としての 司法試験合格率	累積合格率	全 体	70%以上	70.4%
		未修者	50%以上	49.4%
	修了後1年目までの司法試験合格率		50%以上	55.1%
	法曹コース修了者(早期卒業者)の 法科大学院修了後1年目までの合格率		65%以上	－
法科大学院入学者数			2,000人以上	1,968人

連携法曹基礎課程（法曹コース）の設置状況

⑯



法曹コースを開設している大学一覧

⑬

令和4年4月1日現在

地域	連携法曹基礎課程（法曹コース）	連携法科大学院
北海道・東北	(国) 北海道大学法学部	(国) 北海道大学法科大学院
	(国) 東北大学法学部	(国) 東北大学法科大学院
	(私) 北海学園大学法学部	(私) 北海道大学法科大学院
関東	(国) 千葉大学法政経学部	(国) 千葉大学法科大学院
	(国) 東京大学法学部	(国) 東京大学法科大学院
	(国) 一橋大学法学部	(国) 一橋大学法科大学院
	(公) 東京都立大学法学部	(公) 東京都立大学法科大学院
	(私) 慶應義塾大学法学部	(私) 慶應義塾大学法科大学院
	(私) 上智大学法学部	(私) 上智大学法科大学院
	(私) 創価大学法学部	(私) 創価大学法科大学院
	(私) 中央大学法学部	(私) 中央大学法科大学院
	(私) 日本大学法学部	(私) 日本大学法科大学院
	(私) 法政大学法学部	(私) 法政大学法科大学院
	(私) 慶應義塾大学法科大学院	(私) 慶應義塾大学法科大学院
	(私) 中央大学法科大学院	(私) 中央大学法科大学院
	(私) 明治大学法学部	(私) 明治大学専門職大学院
	(私) 明治学院大学法学部	(私) 明治学院大学法科大学院
	(私) 立教大学法学部	(私) 立教大学法科大学院
	(私) 早稲田大学法学部	(私) 早稲田大学法科大学院
	(国) 新潟大学法学部（※）	(私) 慶應義塾大学法科大学院
	(国) 金沢大学人間社会学域法学類	(私) 中央大学法科大学院
	(国) 信州大学経済学部（※）	(私) 慶應義塾大学法科大学院
	(国) 名古屋大学法学部	(国) 名古屋大学法科大学院
中部	(私) 愛知大学法学部	(私) 愛知大学法科大学院

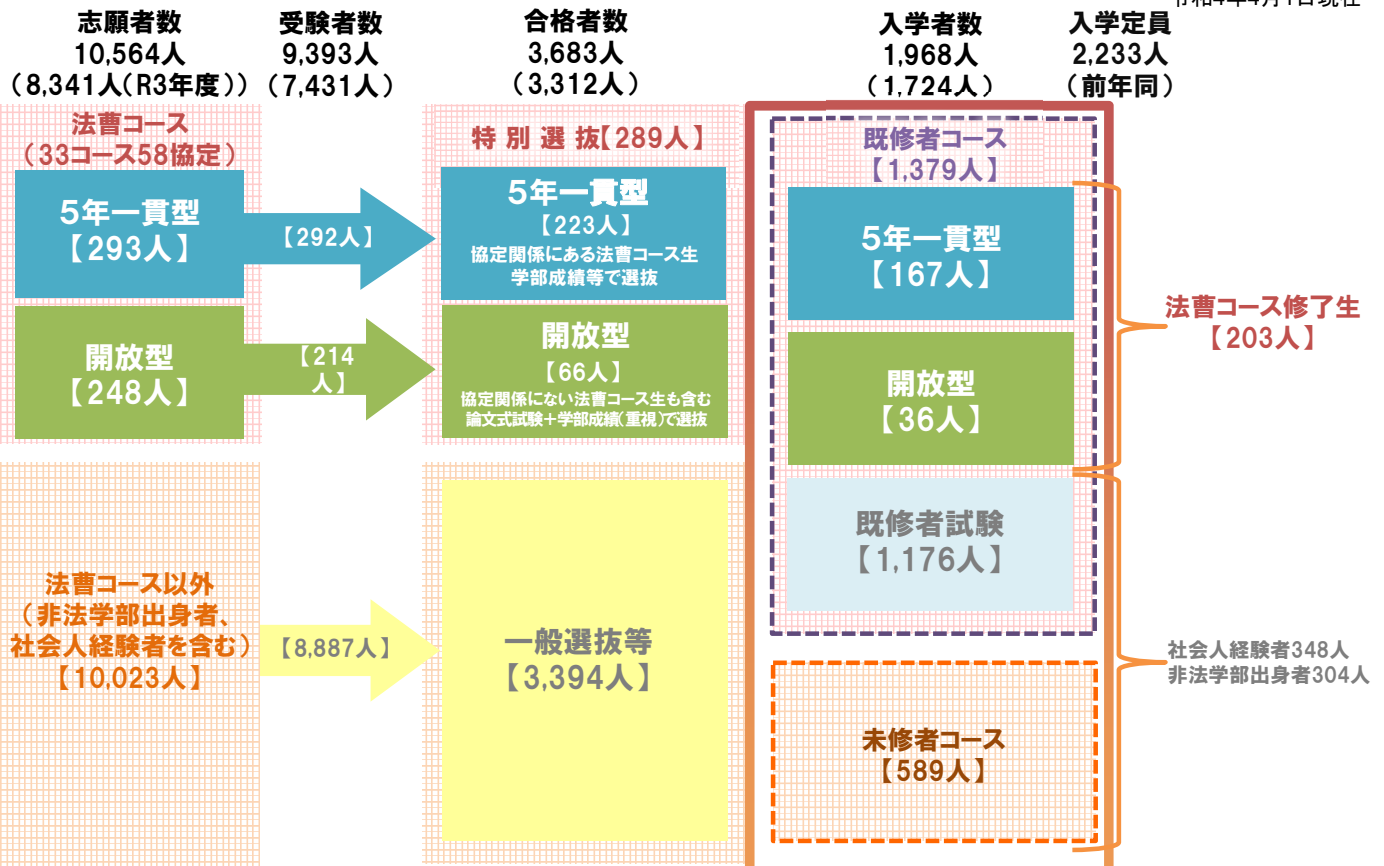
地域	連携法曹基礎課程（法曹コース）	連携法科大学院
関西	(国) 京都大学法学部	(国) 京都大学法科大学院
	(国) 大阪大学法学部	(国) 大阪大学法科大学院
	(国) 神戸大学法学部	(国) 神戸大学法科大学院
	(公) 大阪公立大学法学部	(公) 大阪公立大学法科大学院
	(私) 同志社大学法学部	(私) 同志社大学法科大学院
	(私) 立命館大学法学部	(私) 立命館大学法科大学院
	(私) 関西大学法学部	(私) 関西大学法科大学院
	(私) 関西学院大学法学部	(私) 関西学院大学法科大学院
	(国) 岡山大学法学部	(国) 岡山大学法科大学院
	(国) 広島大学法学部	(国) 広島大学法科大学院
中国・四国	(国) 九州大学法学部	(国) 九州大学法科大学院
	(国) 熊本大学法学部（※）	(私) 中央大学法科大学院
	(私) 福岡大学法学部	(私) 福岡大学法科大学院
	(国) 鹿児島大学法学部（※）	(私) 中央大学法科大学院
	(私) 西南学院大学法学部	(私) 西南学院大学法科大学院
	(私) 福岡大学法学部	(私) 福岡大学法科大学院
	(私) 福岡大学法学部	(私) 福岡大学法科大学院
	(私) 福岡大学法学部	(私) 福岡大学法科大学院
	(私) 福岡大学法学部	(私) 福岡大学法科大学院
	(私) 福岡大学法学部	(私) 福岡大学法科大学院

（※）地方大学出身者を対象とした「地方大学校」の対象となる法曹コース。ただし、熊本大学法曹コースと九州大学法科大学院との連携協定では「地方大学校」は設定されていない。

令和4年度法科大学院入学選抜の全体像

⑭

令和4年4月1日現在



※特別選抜の募集は、当該大学院の入学定員の2分の1を超えない範囲内において行う。
※志願者数、受験者数、合格者数は併願者を含んだ延べ人数を計上。
※法曹コース数・協定数は、令和4年度入試の該当者がいるところのみを計上。

司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算率を設定。**基礎額算定率と加算率をあわせたものを配分率**とする。

